

地域への SDGs の推進に関する協定書

武蔵村山市（以下「甲」という。）、公益社団法人 立川青年会議所（以下「乙」という。）とは、SDGs の協働推進に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、SDGs を活用した持続可能な地域にしていくための協力体制について必要な事項を定め、相互に連携、協力し、SDGs をより広く地域に浸透させていくことを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 甲及び乙は、協力して以下の活動を行う

- (1) SDGs の認知度向上を目的とした積極的な情報発信
- (2) 持続可能なまちづくりに向けた、市民への SDGs の普及活動
- (3) SDGs の 17 の目標を達成するための地域での具体的な取り組みの推進
- (4) 企業、諸団体に向けた SDGs の活用方法を周知する
- (5) その他、SDGs の推進に必要な事項

（平常時の協力）

第 3 条 甲及び乙は、平常時から相互に連携・協力し、以下の活動も行う。

- (1) 甲・乙のみならず企業・学校など地域のネットワークを強化する
- (2) 甲と乙のネットワークを強化し、SDGs の普及以外の持続可能な地域にするための運動に対しても協力関係を強化する

（情報交換）

第 4 条 甲及び乙は、SDGs の協働推進においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時から情報の交換を行うものとする。

2 平常時は、年 2 回以上の会議の開催を基本とする。

（有効期間等）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、甲、乙いずれかから有効期間満了の 1 か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き 1 年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙いずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

- 3 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう年度間の引き継ぎの徹底等、持続性の維持に努めるものとする。

2019年10月16日

甲 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市

市長 藤野 勝

乙 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル12階
公益社団法人立川青年会議所

理事長 宮田 龍之介